

令和6年5月15日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

東通原子力発電所に関する報告について

東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○東通原子力発電所

・定期報告

（1）放射性物質の放出状況（令和6年3月分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子	
電話 番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 佐藤 広之	

放射性物質の放出状況に係る定期報告書  
(令和6年3月分)

令和6年5月15日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小 笠 原 和 徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、放射性物質の放出状況について別紙のとおり報告します。

以上

## 放射性物質の放出状況（令和6年3月分）

## (1) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
希ガス (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$1.2 \times 10^{15}$
I-131 (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$2.0 \times 10^{10}$

(注) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排気中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排気量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

## (2) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H-3を除く 全放射能 (サンプルタンク)	N D	N D	放出実績 なし	N D	N D	N D	$3.7 \times 10^9$

(注1) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排水中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排水量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

(注2) 累積放出量には四半期ごとに測定するストロンチウムを含む。